

令和6年度 町民税・府民税申告書

能勢町長 様 令和 年 月 日提出

令和6年1月1日の住所 能勢町
現在の住所 (令和6年1月1日の住所と異なる場合のみ記載)
個人番号
ふりがな
氏名
生年月日 明・大・昭・平・令 電話番号

1 昨年中の収入がなかった方

1. 次の人に扶養されていた 氏名 続柄 住所
2. 非課税所得 ・遺族年金 ・障害年金 ・生活保護 (その他)
3. その他 ・預貯金 ・求職中 ・病気療養中 (その他)

2 納税方法 (給与所得がある方で公的年金等以外に係る町府民税分)

- 1 給与から差引き (特別徴収)
2 自分で納付 (普通徴収)

3 所得金額

Table with 4 columns: 所得の種類, 内容, (A)収入金額, (B)必要経費(専従者控除), 所得金額(A-B). Rows include 給与所得, 雑所得, 雑所得(業務・その他), 営業等所得, 農業所得, 不動産所得, 利子所得, 配当所得.

Table with 5 columns: 所得の種類, (A)収入金額, (B)必要経費, (C)特別控除額, (A-B-C), 1/2, 所得金額(A-B-C)×1/2. Rows include 短期(所有5年以下), 長期, 一時所得.

合計 (総所得金額) (1~11)を合算してください。 27

4 所得から差し引かれる金額 (その1)

雑損控除 損害金額 - 補てんされる金額 - 総所得金額等×10% = (A)
災害関連支出の金額 - 5万円 = (B)
(A)又は(B)の多い方 → 30

医療費控除 (A)支払医療費等 (B)保険金等の補てん金額 (C)総所得金額等の5% (限度額10万円)
セルフメディケーション税制 (※医療費控除と併用不可) 選択の場合は右に○を記入 対象医薬品購入費等 - 12,000円 = 限度額 8.8万円

社会保険料控除 国民健康保険税 国民年金 介護保険料 その他
小規模企業共済等掛金控除 第一種共済掛金 確定拠出年金 心身障害者扶養共済掛金

控除項目を ひとり親・寡婦控除 30万円 ひとり親控除 30万円 37 寡婦控除 26万円 37 勤労学生控除 26万円 38 障害者控除 特障30万円 同居53万円 身1・2級・療A・精1級 配偶者及の扶養者 本人 普障 26万円 身3級以下・療B・精2・3級 配偶者及の扶養者 本人

5 所得から差し引かれる金額 (その2)

生命保険料控除 新契約 新一般の生命保険料 新個人年金保険料 介護医療保険料
旧契約 旧一般の生命保険料 旧個人年金保険料
生命保険料控除の計算式 (A)+(B) + (C)+(D) + (E) = (19) 限度額 7万円 34

料控除 地震保険料 旧長期損害保険料
地震保険料 支払額 (4) 47 控除額 (A)
旧長期損害保険料 支払額 46 控除額 (B)
(A) + (B) = (21) 限度額 2.5万円 35

6 所得から差し引かれる金額 (扶養控除)

同一生計 配偶者 [特別控除] 個人番号 生年月日 続柄 区分 扶養の内容 障害の区分
氏名 明・大・昭・平 妻 同居 ・一般 33万円 ・特別障害
住民票の住所 (別居の場合) 年 月 日 夫 別居 ・老人 38万円 ・普通障害
配偶者の合計所得金額が48万円超の場合 配偶者の合計所得金額 48 配偶者特別控除 40

扶養控除 [扶養親族] 氏名 生年月日 続柄 区分 扶養の内容 障害の区分
個人番号 明・大・昭・平・令 同居 年少 0円 ・特別障害
氏名 年 月 日 別居 一般 33万円 ・普通障害
住民票の住所 (別居の場合) 特定 45万円 ・普通障害
老人 38万円 ・同居特障
同居老人 45万円
個人番号 明・大・昭・平・令 同居 年少 0円 ・特別障害
氏名 年 月 日 別居 一般 33万円 ・普通障害
住民票の住所 (別居の場合) 特定 45万円 ・普通障害
老人 38万円 ・同居特障
同居老人 45万円
基礎控除 42 430000
控除合計 (13~24)を合算 43

課税総所得金額 (12-25) ※千円未満切捨て 000

7 税額控除

寄附金税額控除 都道府県、市区町村分 住所地の共同募金会、日赤支部分 大阪府 条例指定分 能勢町 条例指定分(大阪府と同じ)
98 99 100 101

職員記入欄 所得金額調整控除 本人 控除対象配偶者 扶養(障害に関する事項は、同一生計配偶者含む)
□給与・十年金 □特別障害 □普通障害 □控対配有り 一般 人 特障合計 人
□こども等 □ひとり親 □寡婦 □うち老人 特定 人 うち同居 人
(850万円超) □未成年 □勤労学生 配偶者の障害に関する事項は右に合算して記入 老人合計 人 普通障害 人
□両方 □同居 うち同居 人 16歳未満 人

令和6年度用 点検・作成 電算入力 照合1 照合2
係・郵・納包・福・医・他

## 給与所得者の場合

給与等の収入金額から【表1】の計算表で給与所得に係る所得金額を計算してください。  
複数の収入がある場合、収入金額を合算して給与所得金額を計算してください。

【表1】給与所得金額の計算表

給与等の収入金額	給与所得の金額 (※小数点以下切捨て)
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	端数整理額×60%＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円	端数整理額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円～8,500,000円	収入金額×90%－1,100,000円
8,500,001円～	収入金額－1,950,000円

(※端数整理額) 収入金額÷4,000円＝A  
(Aは小数点以下切捨て)  
4,000円×A＝端数整理額

### ※所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から該当する所得金額調整控除が控除されます。  
(1) および(2)に該当する場合はそれぞれの所得金額調整控除が控除されます。

- (1) 給与所得金額および公的年金等に係る雑所得金額があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から控除することができます。
- (2) 給与収入が「850万円超」で次の①～④のいずれかの要件に該当する場合は以下の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除することができます。

- ① 特別障害者に該当するもの
- ② 特別障害者である同一生計配偶者を有するもの
- ③ 特別障害者である扶養親族を有するもの
- ④ 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの

$$\left[ \begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \text{調整控除} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{給与所得} \\ \text{(10万円限度)} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{c} \text{公的年金等} \\ \text{雑所得} \\ \text{(10万円限度)} \end{array} \right] - 10 \text{万円}$$

$$\left[ \begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \text{調整控除} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{給与等の収入金額} \\ \text{(1,000万円限度)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} 8,500,000 \end{array} \right] \times 0.1$$

(例) 給与等の収入金額が1,850,000円の場合

計算式は収入金額より  
・端数整理額×70%－80,000円＝給与所得金額

端数整理額  
1,850,000円÷4,000＝462.5  
小数点以下切捨て→462  
4,000×462＝1,848,000円  
1,848,000円×70%－80,000円＝1,213,600円  
所得金額調整控除が無い場合、給与所得金額は1,213,600円になります。

(例) 所得金額調整控除がある場合

給与所得の金額 : 1,213,600円 雑所得の金額 : 1,470,000円  
(所得金額調整控除前) (公的年金等)

給与所得金額および公的年金等に係る雑所得があるため(1)に該当。限度額の10万円を超えているため、所得金額調整控除は以下のとおりになります。  
所得金額調整控除＝10万円  
(給与所得(10万円)＋公的年金等雑所得(10万円)－10万円)

給与所得金額(所得金額調整控除前)から所得金額調整控除を控除。  
給与所得金額(所得金額調整控除後)＝1,113,600円  
(1,213,600円－10万円)

## 年金受給者の場合

源泉徴収票の支払金額から【表2】の計算表で公的年金等に係る所得金額を計算してください。

【表2】公的年金等に係る雑所得金額の計算表

年齢区分	公的年金等の収入金額	雑所得の金額 (公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円以下※①)
昭和34年1月1日以前に生まれた方 65歳以上	～3,300,000円	収入金額－1,100,000円
	3,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円
昭和34年1月2日以後に生まれた方 65歳未満	～1,300,000円	収入金額－600,000円
	1,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
	4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円

(例) 65歳以上の方の場合

公的年金等の収入金額 : 2,570,000円

計算式は収入金額より  
・収入金額－1,100,000円  
＝公的年金等に係る雑所得金額  
2,570,000円－1,100,000円  
＝1,470,000円  
公的年金等に係る雑所得金額は1,470,000円になります。

※①公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が以下の場合は計算式は以下の通りになります。

・1,000万円超2,000万円以下  
〔左記計算表で計算した雑所得に10万円を加算〕  
・2,000万円超  
〔左記計算表で計算した雑所得に20万円を加算〕

## 生命保険料控除(証明書の添付が必要です。)

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合、【表3】生命保険料控除計算表の金額が控除されます。

(例) 以下の保険料を支払っていた場合

- ・新一般の生命保険料支払額 72,000円
- ・旧一般の生命保険料支払額 50,000円
- ・旧個人年金保険料支払額 120,000円
- ・介護医療保険料支払額 120,000円

③新一般の生命保険料の控除額(支払額 72,000円) 56,001円以上のため、28,000円(③)

④旧一般の生命保険料の控除額(支払額 50,000円) 50,000円×0.25＋17,500円＝30,000円(④)

⑤新個人年金保険料(支払額 0円(⑤))

⑥旧個人年金保険料の控除額(支払額 120,000円) 70,001円以上のため、35,000円(⑥)

⑦介護医療保険料の控除額(支払額 120,000円) 56,001円以上のため、28,000円(⑦)

合計控除額(③＋④)＋(⑤＋⑥)＋⑦

(旧契約のみの場合は限度額35,000円、新契約と旧契約を合算した場合は28,000円)

③30,000円＋④35,000円＋⑥28,000円＝93,000円  
(⑥は合算すると限度額28,000円になるため、合算しない)

93,000円>70,000円(合計適用限度額)のため合計控除額⑧は70,000円となります。

## 地震保険料控除(証明書の添付が必要です。)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った地震保険料および旧長期損害保険料から【表4】地震保険料等控除計算表の金額が控除されます。

(例) 以下の保険料を支払っていた場合

- ・地震保険料支払額 40,000円
- ・旧長期損害保険料支払額 20,000円

①地震保険料の控除額(支払額 40,000円) 40,000×0.5＝20,000円(①)

②旧長期損害保険料の控除額(支払額 20,000円) 15,001円以上のため、10,000円(②)

両方ある場合は合算します。①＋②(限度額25,000円)

①20,000円＋②10,000円＝30,000円で限度額超のため、地震保険料控除額③は25,000円となります。

【表3】生命保険料控除計算表

新契約	新契約：平成24年1月1日以降に契約締結されたもの	
	区分：新一般の生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料	控除額計算式
	保険料(支払額)	控除額計算式
	12,000円以下	(支払額)＝(控除額)
	12,001円～32,000円	(支払額)×0.5＋6,000円
	32,001円～56,000円	(支払額)×0.25＋14,000円
	56,001円以上	(控除額)＝28,000円

旧契約	旧契約：平成23年12月31日以前に契約締結されたもの	
	区分：旧一般の生命保険料・旧個人年金保険料	控除額計算式
	保険料(支払額)	控除額計算式
	15,000円以下	(支払額)＝(控除額)
	15,001円～40,000円	(支払額)×0.5＋7,500円
	40,001円～70,000円	(支払額)×0.25＋17,500円
	70,001円以上	(控除額)＝35,000円

- 各区分(生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料)ごとに控除額を算出して合算します。(限度額70,000円)
- 同一の保険料の区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、旧契約・新契約の別に控除額を算出して合計します。旧契約のみの場合は限度額が35,000円、それ以外の場合は限度額が28,000円となります。
- 控除額の計算において1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。

【表4】地震保険料等控除計算表

	保険料(支払額)	控除額計算式
地震保険料	50,000円以下	(支払額)×0.5
	50,001円以上	(控除額)＝25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	(支払額)＝(控除額)
	5,001円～15,000円	(支払額)×0.5＋2,500円
	15,001円以上	(控除額)＝10,000円

- 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は各控除額を算出して合算します。(限度額25,000円)
- (注)一枚の証明書に、地震保険料控除と旧長期損害保険料控除がある場合はどちらか一方のみを選択のうえ、控除額を算出します。
- 控除額の計算において1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。

### ○給与所得者で源泉徴収票や支払証明書のない方

#### (日雇いの方など)の記入欄

雇用主 (事業所名)	所在地	月	月収	月	月収
		1	円	7	円
		2	円	8	円
		3	円	9	円
		4	円	10	円
		5	円	11	円
		6	円	12	円
給与収入金額		円			

### ○収入金額・必要経費の計算表

収入金額		必要経費		専従者	
自：年	月	日	売上原価	円	氏名
至：年	月	日	修繕費	円	住所
・収入金額			消耗品費	円	氏名
売上金額	円	尖災保険料	円	住所	氏名
家事消費費	円	雇人費	円	住所	氏名
その他の収入	円	地代家賃	円	住所	氏名
	円	減価償却費	円	住所	氏名
	円	交通費	円	住所	氏名
	円	通信費	円	住所	氏名
	円		円	住所	氏名
	円		円	住所	氏名
(A)収入金額	円	(B)必要経費合計	円		

### ○事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	円
	損失額・被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	円
	月	日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		